

# 障害者自立支援法 地域生活支援事業

## 目次

障害者自立支援法 .....	1
地域生活支援事業について .....	7
姫路市が取り組む地域生活支援事業 .....	9
相談支援事業（相談支援機能強化事業） .....	15
コミュニケーション支援事業 .....	17
日常生活用具給付等事業 .....	19
移動支援事業（個別支援型） .....	21
地域活動支援センター機能強化事業 .....	25
福祉ホーム事業 .....	28
訪問入浴サービス事業 .....	30
身体障害者自立支援事業 .....	32
更生訓練費等給付事業 .....	35
施設入所者就職支度金給付事業 .....	37
知的障害者職親委託事業 .....	39
生活支援事業（生活訓練等事業） .....	40
日中一時支援事業 .....	41
社会参加促進事業 .....	43
経過のデイサービス事業 .....	45
経過の精神障害者地域生活支援センター事業 .....	47
障害福祉サービス事業等開始届 .....	49
（参考）地域生活支援事業利用申請から決定まで .....	51

2006/09/01

姫路市障害福祉課

# 障害者自立支援法

【平成18年4月1日施行】

## 【障害者自立支援法第1条】

この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

## 1 障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、これまで障害の種類ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設する法律で、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び児童福祉法について所要の改正が行われている。

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、3障害（身体・知的・精神）を一元化した障害者自立支援法が制定。

## 2 障害者自立支援法のポイント

### 障害者の福祉サービスを「一元化」

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供する。

給付対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

### 障害者がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした「就労移行支援事業」を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉施策として支援する。

### 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

### 地域生活支援事業

市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、施設基準や運営基準を緩和し、空き教室や空き店舗を活用し、NPO法人等のさまざまな主体がサービス提供できるようにする。

### 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、全国統一基準のアセスメント及び審査会に基づく障害程度区分の認定、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向等を把握し、支給決定を行う。

### 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

障害者本人のみならず、国、県、市町村がそれぞれの応分の負担をしていく。また、障害者が福祉サービス等を利用した場合に、利用したサービスの量や所得に応じた公平な利用者負担や食費等の実費負担を定める

3 障害者自立支援法における対象者

【対象者】

- 「身体障害者」・・・身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上である者
- 「知的障害者」・・・知的障害者のうち、18歳以上である者
- 「精神障害者」・・・統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する18歳以上である者
- 「障害児」・・・身体に障害のある児童又は知的障害のある児童及び精神障害者のうち18歳未満である者

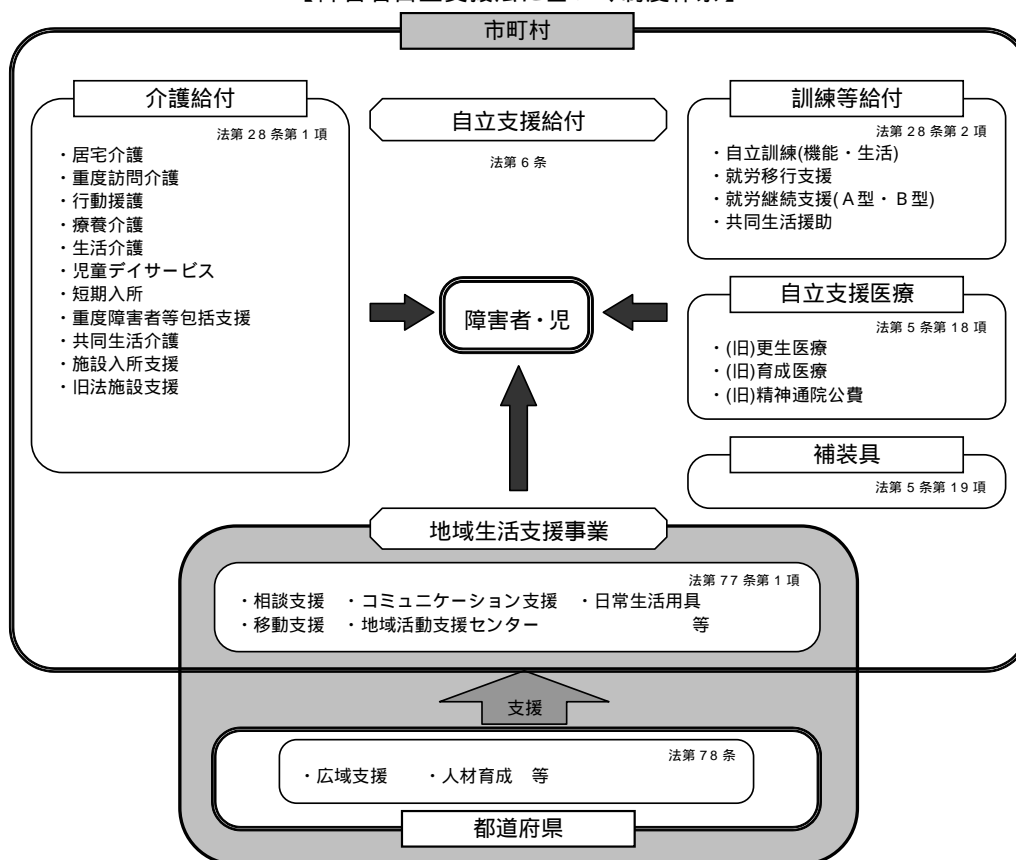
Point...

発達障害や高次脳機能障害を有する者の中で、身体障害、知的障害又は精神障害の3障害のいずれかに該当する者は対象となる。該当しない者は対象外となる。

4 障害福祉サービスの全体像

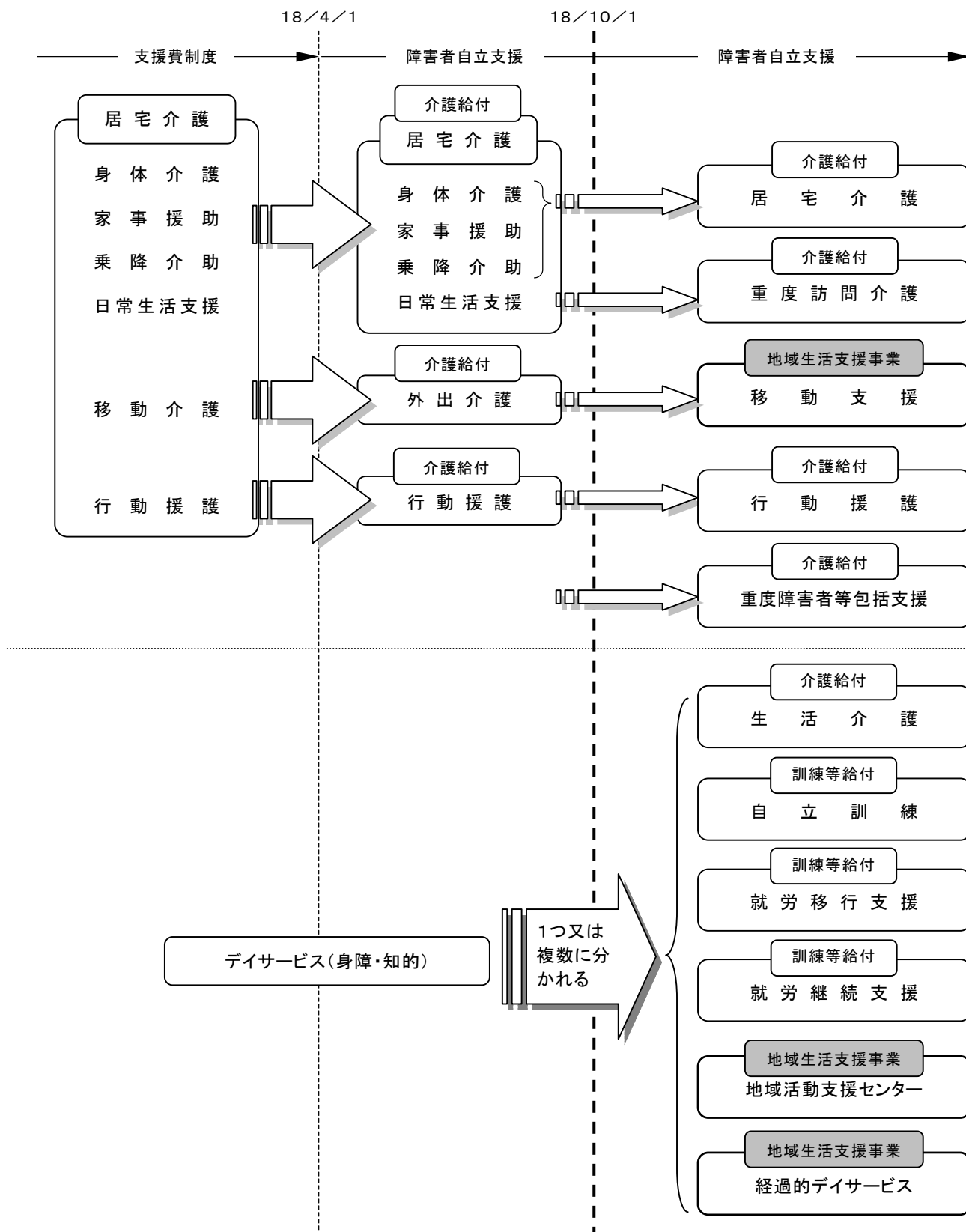
平成18年10月以降の障害福祉サービスは、個々の障害のある人々の障害程度区分や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況等)を踏まえ、介護給付、訓練等給付等の個別に支給決定が行われる「自立支援給付(個別給付)」と市町村事業として柔軟に実施される相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され構成されている。

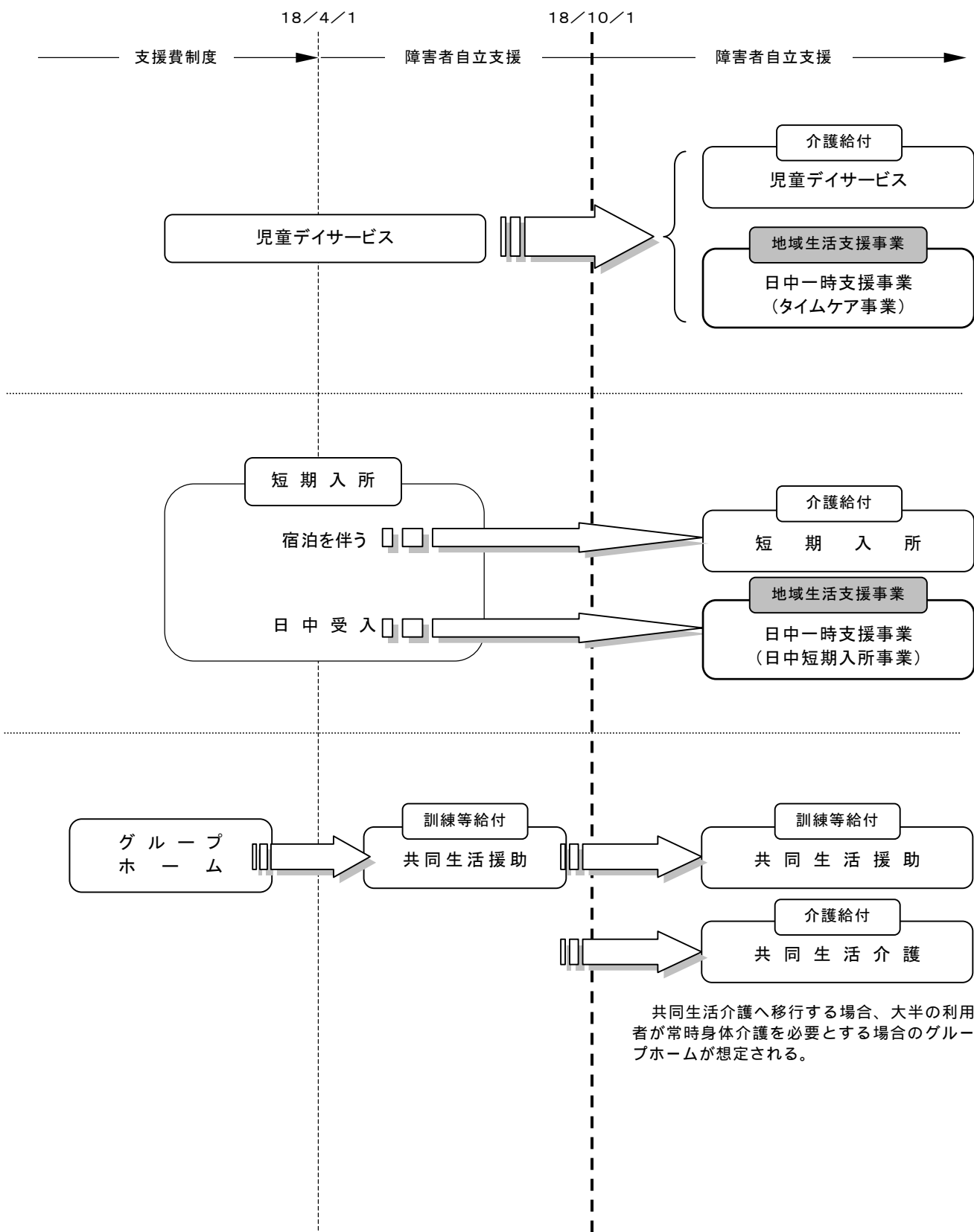
【障害者自立支援法に基づく制度体系】



5 新事業体系への移行について

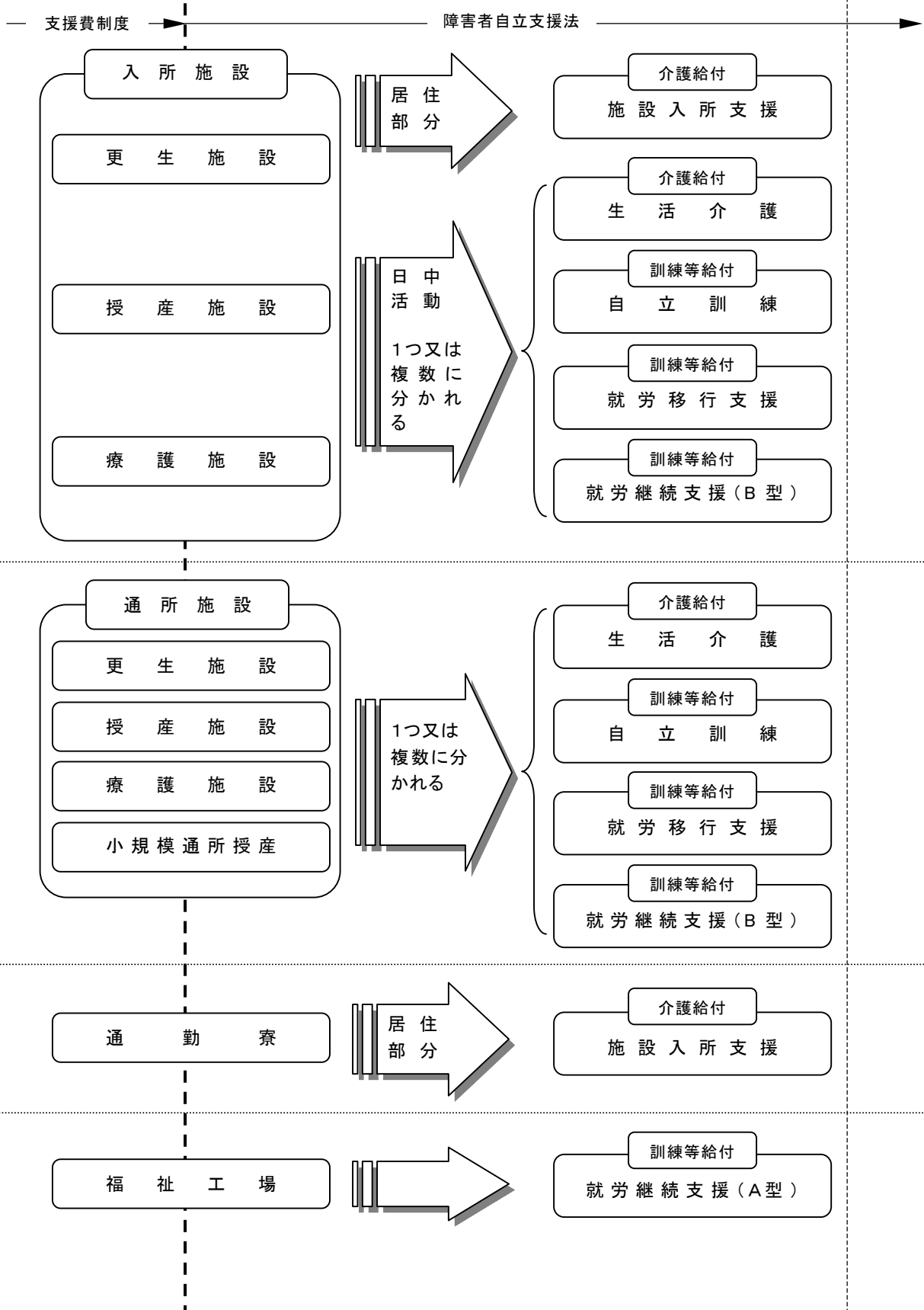
現行の事業者のサービスの内容や利用者の身体状況等により、事業者が選択する事業が分かれる。利用者は、事業の内容に応じて、事業者を選択することとなる。





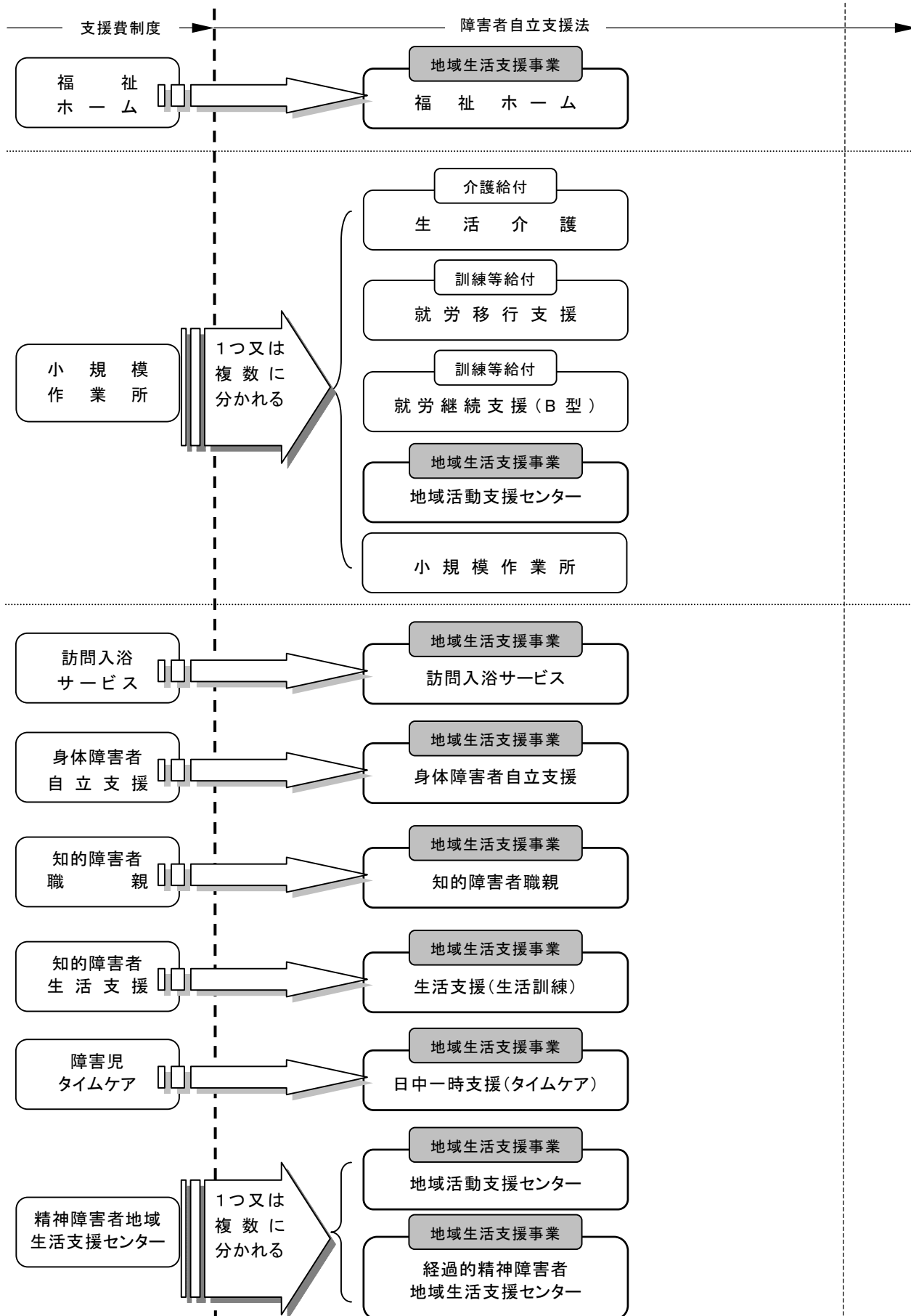
18/10/1

24/3/31



18/10/1

24/3/31



## 地域生活支援事業について

【平成18年10月1日から実施】

【障害者自立支援法第77条】

### 1 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

障害者や障害児が自立した日常生活や社会参加ができるよう、市町村の判断により地域の特性にあった柔軟なサービスを提供する。

### 2 特徴

(1) 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業展開が可能。

地域の特性：地理的条件や社会資源の状況

柔軟な形態： 委託契約、広域連合等の活用

突発的なニーズへの臨機応変な対応

個別給付では対応できない複数の利用者への対応

(2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業

(3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用する事業

(4) 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

### 3 実施主体

市町村が実施主体となる。

☞ Point…

地域生活支援事業は市町村の事業として位置づけられており、あくまで実施主体は『市町村』であるが、事業の全部又は一部を団体等に委託等して実施することが可能である。

姫路市の場合、一定の水準を満たすサービス提供を行う事業者の指定又は委託を行い、その提供サービスについて「地域生活支援給付費」の支給対象とすることにより、多様な事業者の参入が可能となり、障害者の地域生活を支援するためのきめ細やかなサービス提供体制の確保を図る。



4 事業内容

障害者等、障害児の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

Point…

必須事業と任意事業に分けられる。  
 必須事業として、相談支援・コミュニケーション支援・日常生活用具給付・移動支援・地域活動支援センターが挙げられる。  
 任意事業（市町村の判断により実施）として、福祉ホーム・訪問入浴・社会参加促進事業、その他が挙げられる。

【地域生活支援事業の事業内容（現行事業との比較）】



姫路市が取り組む地域生活支援事業

1 姫路市において実施する地域生活支援事業

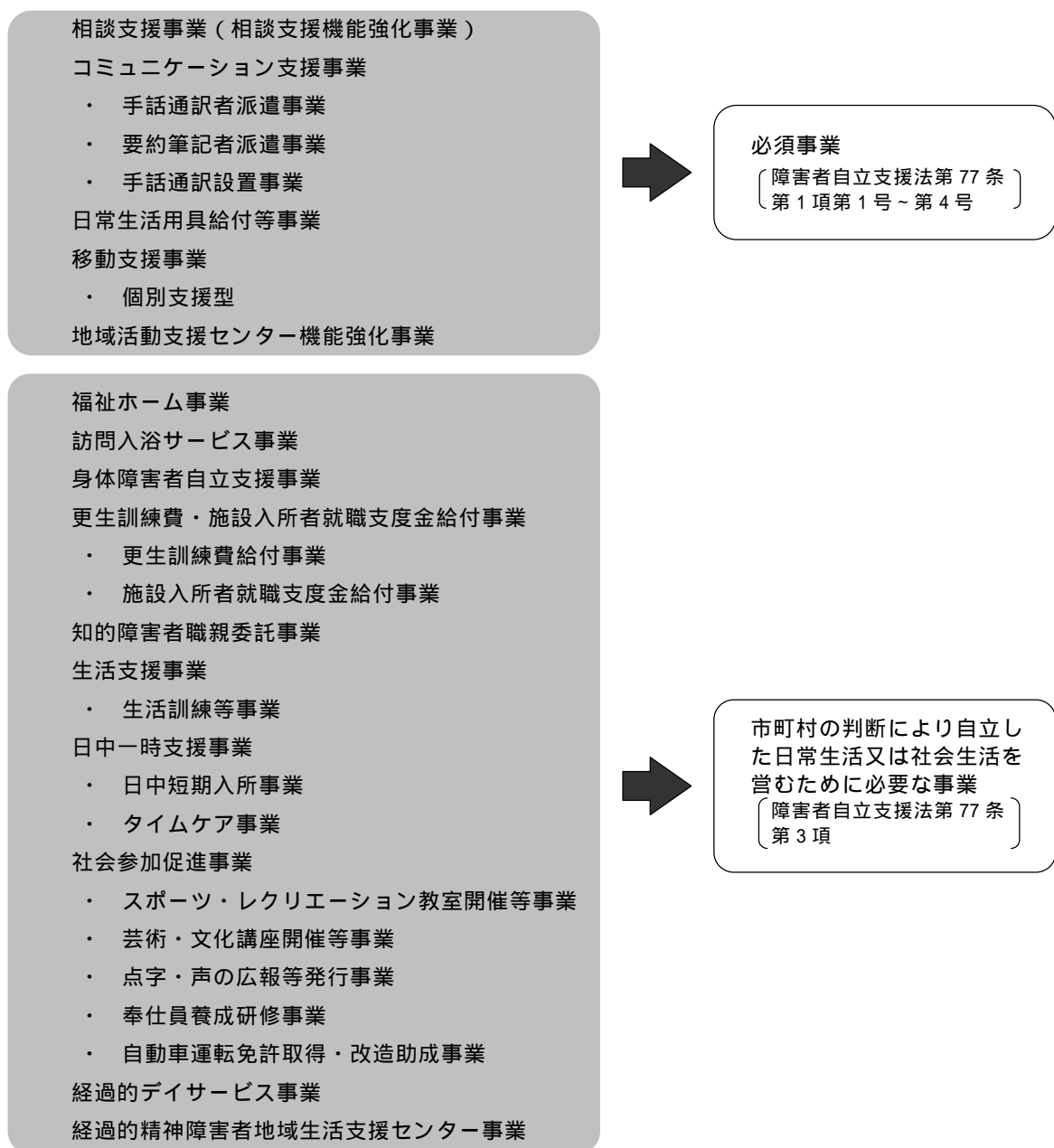
姫路市において取り組む地域生活支援事業については、必須事業の5事業に加えて、

障害者等の地域生活を支援するために必要な事業の実施

現行サービス水準の確保・向上を目指す取り組み

地域の社会資源等の効率的・効果的な活用

などの観点から、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として、下記の事業を実施することにより、個々の利用者の状況やニーズに応じたものとする。



## 2 利用者負担

原則 1 割負担とする。

制度を安定的かつ継続的に運営するため、基本的に「利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担」の考え方を尊重し、原則として利用サービス額の 1 割を利用者負担とする。

✎ Point…

利用者負担になじまない、又は困難な事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業、知的障害者職親委託事業、社会参加促進事業）については、全額公費負担とし、利用者負担は無料とする。

事業項目	利用者負担
相談支援事業	無料
相談支援機能強化事業	
コミュニケーション支援事業	無料
手話通訳者派遣事業	
要約筆記者派遣事業	
手話通訳設置事業	
日常生活用具給付等事業	1 割
移動支援事業	1 割
個別支援型	
地域活動支援センター機能強化事業	1 割
福祉ホーム事業	1 割
訪問入浴サービス事業	1 割
身体障害者自立支援事業	1 割
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	無料
更生訓練費給付事業	
施設入所者就職支度金給付事業	
知的障害者職親委託事業	無料
生活支援事業	無料
生活訓練等事業	
日中一時支援事業	1 割
日中短期入所事業	
タイムケア事業	
社会参加促進事業	無料
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
芸術・文化講座開催等事業	
点字・声の広報等発行事業	
奉仕員養成研修事業	
自動車運転免許取得・改造助成事業	
経過的デイサービス事業	1 割
経過的精神障害者地域生活支援センター事業	1 割

### 3 利用者負担の上限額

介護給付・訓練等給付と同様に、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定する。

#### 【利用者負担上限月額】

所得階層による上限月額		階層の認定方法
生活保護	0 円	生活保護受給世帯
低所得 1	15,000 円	市民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の方
低所得 2	24,600 円	市民税非課税世帯で低所得 1 以外の方
一 般	37,200 円	市民税課税世帯

#### Point…

##### 『利用者負担上限月額の認定』

現在の障害福祉サービス受給者(介護給付・訓練等給付対象者)が地域生活支援事業を併給する場合は、既に収入認定を受けているため、10月以降についても、従来どおりの利用者負担上限月額が引き継がれる。今回、新たに地域生活支援事業を利用する場合は、利用者負担上限月額の認定手続きが必要となる。

### 4 利用者負担の上限額管理

#### 【複数サービスの利用者に対する上限額管理】

介護給付・訓練等給付と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

複数サービス利用者について、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業にかかる定率負担の合計額は負担上限月額までであり、負担上限月額を超えた負担を求めることはない。

詳細については、資料『利用者負担の上限額管理について』を参照。

## 5 事業者について

障害者自立支援法において地域生活支援事業は市町村事業として位置づけられており、実施主体は市町村となっているが、事業の全部又は一部を団体等に委託等して実施することが可能である。

姫路市の場合、地域生活支援事業の各事業者については指定及び委託の形態をとる。

## Point…

個別給付（介護給付・訓練等給付）とは異なり、障害者自立支援法においては事業者の指定について定められておらず、地域における柔軟な運用が可能である。

## 【地域生活支援事業ごとの事業者指定等について】

地域生活支援事業項目ごとの事業者の指定等の方法は次のとおり。

事業項目	事業者の指定等方法
相談支援事業	-
コミュニケーション支援事業	指定
日常生活用具給付等事業	指定
移動支援事業	指定
地域活動支援センター機能強化事業	指定
福祉ホーム事業	指定
訪問入浴サービス事業	指定
身体障害者自立支援事業	指定
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	-
知的障害者職親委託事業	委託
生活支援事業	委託
日中一時支援事業	指定
社会参加促進事業	-
経過のデイサービス事業	指定
経過の精神障害者地域生活支援センター事業	指定

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。

6 支給のしくみ

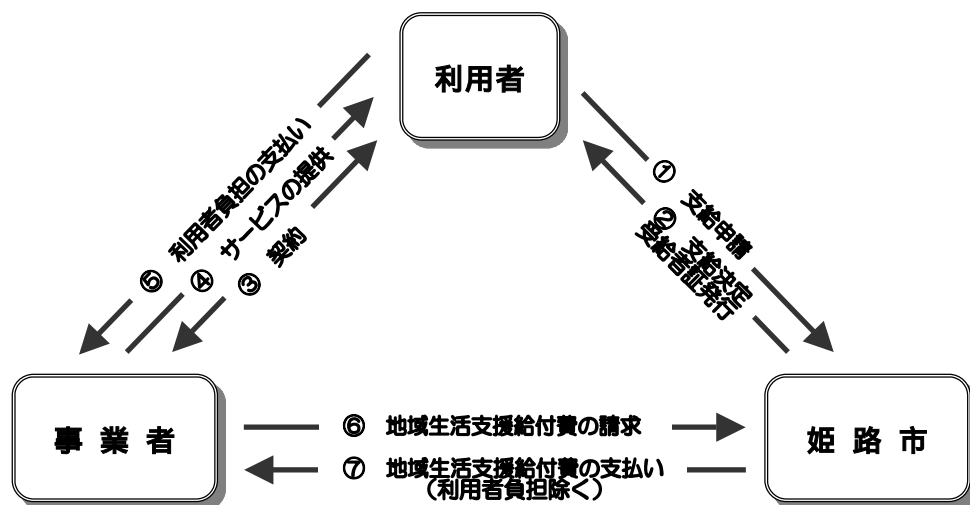
地域生活支援事業の実施方法には、市の直営方式、事業者の委託方式、事業者への補助方式の3種類が考えられるが、介護給付費等の障害福祉サービスとの統合性を図るため、姫路市においては市の直営方式（事業者指定）をとる。

地域生活支援給付費は、原則として「代理受領方式」により事業者へ支払いを行う。

☞ Point…

『代理受領方式』

市がサービスに要した費用から利用者負担額（原則1割負担）を除いた額を利用者に代って事業者に支払う。



## 姫路市における地域生活支援事業一覧

事業名	支給決定	受給者証	利用者負担	負担上限	支給決定単位
相談支援事業					
相談支援機能強化事業					
コミュニケーション支援事業					
手話通訳者派遣事業					回 / 月
要約筆記者派遣事業					回 / 月
手話通訳設置事業					
日常生活用具給付等事業					
移動支援事業					時間(30分) / 月
地域活動支援センター機能強化事業					日 / 月
福祉ホーム事業					日 / 月
訪問入浴サービス事業					回 / 月
身体障害者自立支援事業					日 / 月
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業					
更生訓練費給付事業					日 / 月
施設入所者就職支度金給付事業					
知的障害者職親委託事業					
生活支援事業					
生活訓練等事業					
日中一時支援事業					
日中短期入所事業					回 / 月
タイムケア事業					回 / 月
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業					
芸術・文化講座開催等事業					
点字・声の広報等発行事業					
奉仕員養成研修事業					
自動車運転免許取得・改造助成事業					
経過的デイサービス事業					日 / 月
経過的精神障害者地域生活支援センター事業					日 / 月

## 相談支援事業（相談支援機能強化事業）

### 【障害者自立支援法第77条第1項第1号】

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う。

市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言を行うなど相談支援機能の強化を図る。

#### Point…

障害者自立支援法における介護給付等の利用の過程で事業者として利用者の便宜を図る。  
介護保険におけるケアマネジメントを障害版に拡大し、フォーマル・インフォーマルを問わず障害者への援助体制を考えていくイメージ。

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

専門的な相談支援等を要する困難なケース等への対応

地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

#### Point…

処遇困難なケースなどを取り扱う専門性の高い相談支援事業については、都道府県の地域生活支援事業で行う。

### 【専門的職員の配置】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者

## 2 地域自立支援協議会について

障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。

### 【構成メンバー】

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者 等



【主な運営内容】

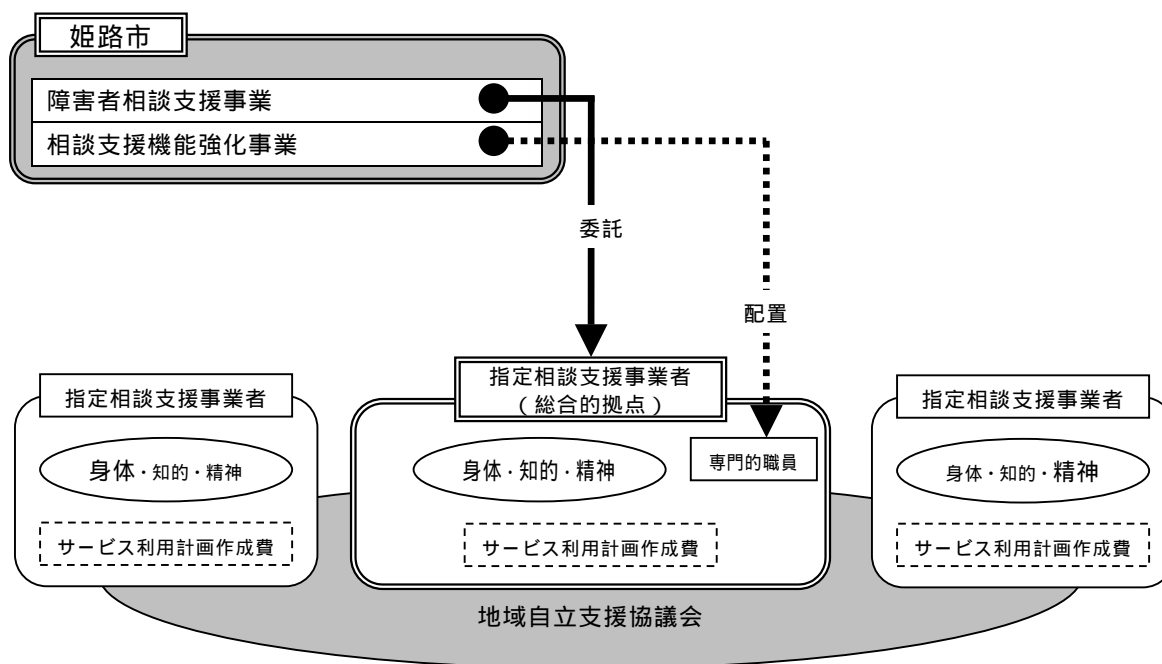
- 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- 地域の社会資源の開発、改善

3 留意事項

地域自立支援協議会において、市の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成する。

県自立支援協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね 2 年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努める。

4 相談支援体制のイメージ



## コミュニケーション支援事業

### 【障害者自立支援法第 77 条第 1 項第 2 号】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣を行う。

聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障害により意思疎通に支障がある障害者等について、円滑なコミュニケーションが図れるよう、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣する。

#### これまでのサービス…

手話奉仕員等派遣事業、要約筆記奉仕員等派遣事業、手話通訳設置事業

#### Point…

『厚生労働省令で定める方法』  
要約筆記等 … 障害者自立支援法施行規則第 65 条の 14（案）

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

手話通訳者派遣事業

要約筆記者派遣事業

聴覚障害者及び音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣する。

手話通訳設置事業

市役所本庁に手話通訳者を設置し、聴覚障害者及び言語機能障害者の来庁時に通訳を行う。

#### Point…

『手話通訳者』・『要約筆記者』とは…

『手話通訳者』

「手話通訳士」…手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第 108 号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

「手話通訳者」…県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録された者

「手話奉仕員」…市及び県で実施する奉仕員養成研修事業において登録された者

『要約筆記者』

「要約筆記奉仕員」…市及び県で実施する奉仕員養成研修事業において登録された者

2 対象者について

【対象者】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等  
手話通訳者の派遣...手話によって意思疎通が図れる者  
要約筆記者の派遣...手話・口話を理解できない者

3 利用者負担

なし

4 事業者の指定について

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

Point...

次の事業者の指定を行い、サービス提供体制の確保を図る。

- ・ 現行の手話奉仕員等派遣事業、要約筆記奉仕員等派遣事業を行っている事業者 等

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。

## 日常生活用具給付等事業

### 【障害者自立支援法第 77 条第 1 項第 2 号】

日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図り社会参加や自立を促す。

#### ☞これまでのサービス…

日常生活用具の給付・貸与  
(身体障害者福祉法第 18 条第 2 項、知的障害者福祉法第 15 条の 32、児童福祉法第 21 条の 25)

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用でき、実用性のある用具を給付・貸与する。

#### 介護・訓練支援用具

障害者等の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるイスなど

#### 自立生活支援用具

障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

#### 在宅療養等支援用具

障害者等の在宅療養等を支援する用具

#### 情報・意思疎通支援用具

障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

#### 排泄管理支援用具

障害者等の排泄管理を支援する用具や衛生用品

#### 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

#### ☞ Point…

現行の給付品目（日常生活用具 補装具、補装具 日常生活用具の入れ替え）が見直され、  
 ・ 失われた身体部位、損なわれた身体機能を補完・代替し、日常生活上の活動能力等を確保する上で  
 必須となるもの 補装具  
 ・ 日常生活上の一定の利便性を図るもの 日常生活用具  
 と位置づけされる。

2 対象者について

【対象者】

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者であって、日常生活用具を必要とする者

3 利用者負担

1割負担。（ただし、貸与については無料）

日常生活用具給付等の性質上、利用者負担上限月額及び上限額管理は適用しない。

Point…

原則1割負担となったことにより、市町村民税非課税世帯からの費用徴収が発生する。

4 事業者の指定について

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

Point…

次の事業者の指定を行い、サービス提供体制の確保を図る。

- ・ 現行の日常生活用具の契約事業者 等

5 日常生活用具の種類

	種 目	対 象 者
介 支 援 ・ 訓 練 用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
自 立 生 活 支 援 用 具	訓練いす（足のみ）	下肢又は体幹機能障害
	訓練用ベッド（足のみ）	
	入浴補助用具	
	便器	
	頭部保護帽	
	T字杖・棒杖のつえ	
	移動・移乗支援用具	
	特殊便器	
	火災警報器	
	自動消火器	
	電燈調理器	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害	
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害
	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	在宅酸素療法者
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能もしくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難	
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害	
点字図書	視覚障害	
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストーマ装置	ストーマ造設者
	紙おむつ等（紙おむつ、洗滌用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	高度の排泄機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	尿管器	高度の排泄機能障害者
住 宅 改 修 費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

## 移動支援事業（個別支援型）

【障害者自立支援法第 77 条第 1 項第 3 号】

### 移動支援事業

障害者等が円滑に外出することができるよう、屋外での移動が困難な障害者等について、移動のための支援を行う。

☞これまでのサービス…

居宅介護（ホームヘルプ）の移動介護のうち、全身性障害者（児）や知的障害における行動障害を有する者を除いた者を利用者としてイメージ。

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

### 個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援

☞ Point…

移動支援事業については、個別支援型の他に、

グループ支援型：複数の障害者等への同時支援・屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

車両移送型：福祉バス等車両の巡回による送迎支援・公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行・各種行事の参加のための運行等必要に応じた支援

があるが、姫路市の場合、サービス提供体制の基盤整備等の点から、平成 18 年 10 月 1 日から当分の間は個別支援型のみを実施することとなる。なお、上記 2 事業については、将来的に実施する方向で基盤整備を含め検討する予定である。

## 2 移動支援の範囲

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をするときにおける移動介護（原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。）

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外。

☞ Point…

利用サービス額（報酬額）については、従来の「身体介護伴う・伴わない」を統一した単価とする。

### 3 対象者について

#### 【対象者】

身体障害者：屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者又は全身性障害者

知的障害者：対象者の制限なし

障害児：屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児、全身性障害児又は知的障害児

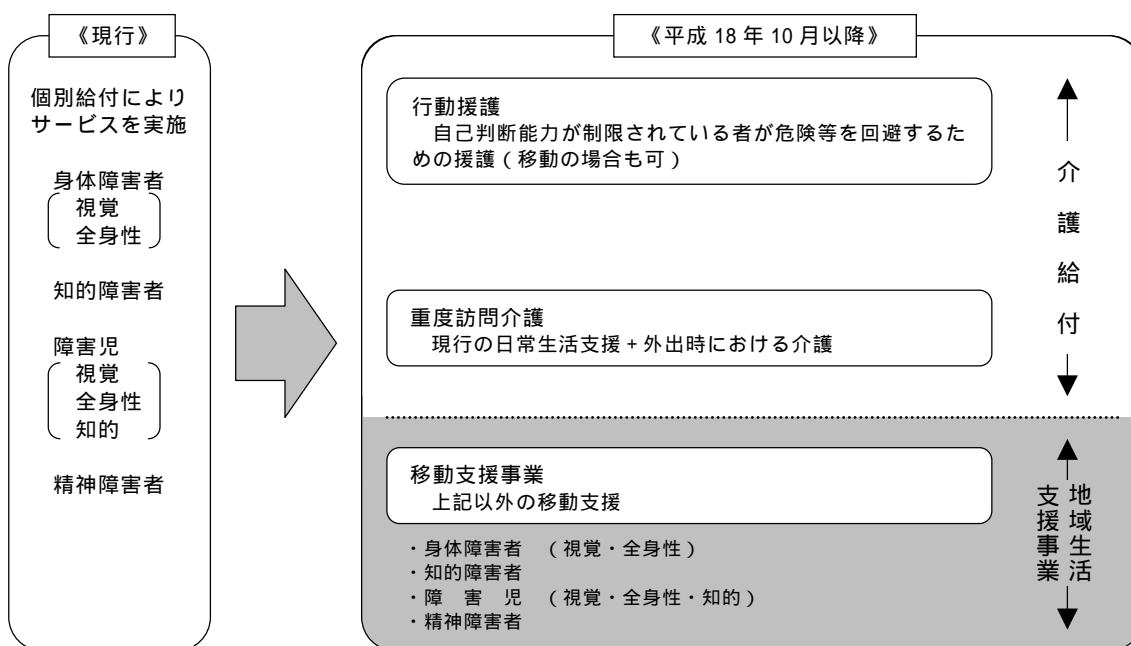
精神障害者：対象者の制限なし

#### Point…

移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定以上の重度障害者については、介護給付（行動援護・重度訪問介護）でサービスを提供する。

なお、ALS等極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者への移動支援は、複数のサービスを包括的に提供する介護給付の「重度障害者等包括支援」に含まれる。

#### 【移動支援に関するサービス内容（現行との比較）】



### 4 利用者負担

1 割負担。

#### 【利用者負担上限月額】

介護給付・訓練等給付と同様に、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定する。

【複数サービスの利用者に対する上限額管理】

介護給付・訓練等給付と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

複数サービス利用者について、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業にかかる定率負担の合計額は負担上限月額までであり、負担上限月額を超えた負担を求めることはない。

詳細については、資料『利用者負担の上限額管理について』を参照。

5 事業者の指定について

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

Point…

次の事業者の指定を行い、サービス提供体制の確保を図る。

- ・ 新制度における居宅介護などの個別給付のサービス提供を行う事業者
- ・ 現行の外出介護のサービス提供を行っている事業者

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。



6 サービス提供者について

移動支援サービスを行う従業者の要件は下記のとおり。

区分	従業者の要件	視覚 障害者(児)	全身性 障害者(者)	知的 障害者(児)	精神 障害者(児)	
本則 (養成 研修等)	介護福祉士	×	×			
	居宅介護従業者養成研修を修了した証明書の所持者	×	×			
	介護保険(老人福祉)制度の訪問介護員養成に関する研修を修了した証明書の所持者(看護師・准看護師を含む。)	×	×			
	視覚障害者外出介護従業者養成研修を修了した証明書の所持者【兵庫県では14年度まではと統合して実施】		×	×	×	
	全身性障害者外出介護従業者養成研修を修了した証明書の所持者【兵庫県では14年度まではと統合して実施】	×		×	×	
	知的障害者外出介護従業者養成研修【15年度から実施】	×	×		×	
経過措置	日常生活支援従業者養成研修を修了した証明書の所持者【15年度から実施】	×		×	×	
	相当研修	平成18年3月31日において、現に知事(政令市長・中核市長を含む。以下同じ。)がに相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者	×	×		
		平成18年3月31日において、現に知事がに相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者		×	×	×
		平成18年3月31日において、現に知事がに相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者	×		×	×
		平成18年3月31日において、現に知事がに相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者	×	×		×
		平成18年3月31日において、現に知事がに相当すると認めた研修を修了した証明書の所持者	×		×	×
	経験者等	平成18年3月31日において、現に身体介護及び家事援助の従事経験者で必要な知識等を有する旨の知事の証明書の所持者	×	×	×	×
		平成18年3月31日において、現に視覚障害者に対する外出介護の従事経験者で必要な知識等を有する旨の知事の証明書の所持者		×	×	×
		平成18年3月31日において、現に全身性障害者に対する外出介護の従事経験者で必要な知識等を有する旨の知事の証明書の所持者	×		×	×
		平成18年3月31日において、現に知的障害者に対する外出介護の従事経験者で必要な知識等を有する旨の知事の証明書の所持者	×	×		×
平成18年3月31日において、現に知的障害者に対する外出介護の従事経験者で必要な知識等を有する旨の知事の証明書の所持者		×	×		×	

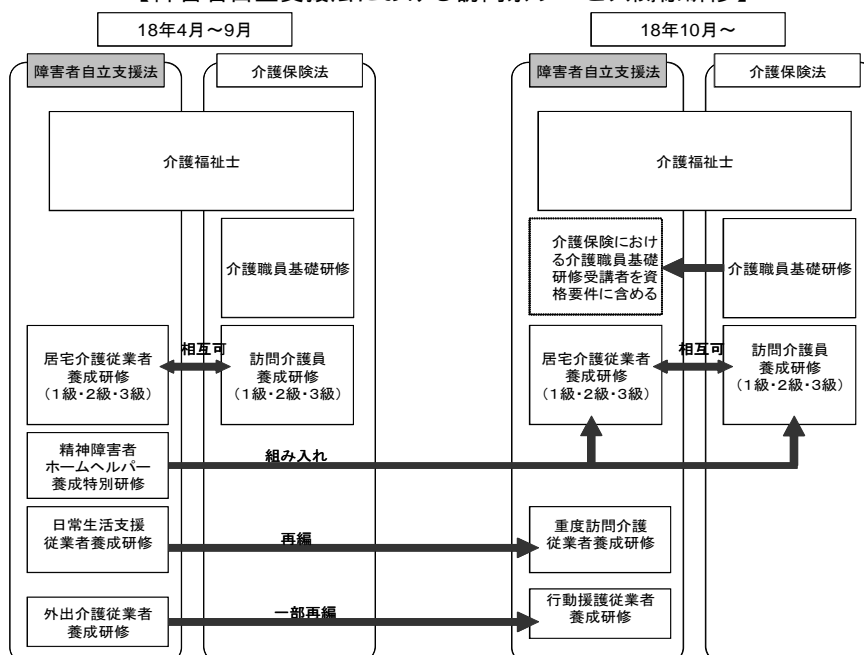
平成18年10月から、訪問系サービスのサービス体系が見直されたことにより、現行の居宅介護従業者養成研修等の研修課程についても再編される。

Point...

『研修過程の見直し内容』

- ・ 居宅介護従業者養成研修による精神障害者ホームヘルパー養成研修の組み入れ
- ・ 外出介護従業者養成研修の一部を行動援護従業者養成研修に再編
- ・ 日常生活支援従業者養成研修を重度訪問介護従業者養成研修に再編

【障害者自立支援法における訪問系サービス関係研修】



## 地域活動支援センター機能強化事業

### 【障害者自立支援法第 77 条第 1 項第 4 号】

障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する

障害者等が通所して、創作的活動や生産活動を行える活動拠点を提供し、地域との交流などを図る。

☞これまでのサービス…

現行のデイサービス（身体・知的）の創作型、精神障害者地域生活支援センター、小規模作業所 等

☞ Point…

『厚生労働省令で定める施設』

地域活動支援センター … 障害者自立支援法施行規則第 65 条の 16（案）

『厚生労働省令で定める便宜』

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な援助 … 障害者自立支援法施行規則第 65 条の 17（案）

### 1 事業の内容について

基礎的事業を実施したうえで、～型の類型に応じたサービスを提供する。

☞ Point…

就労が困難な者を対象に、創作活動や生産活動、社会との交流の場の提供などのサービスを地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する。

### 【事業の具体的内容】

#### 基礎的事業

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

#### 地域活動支援センター型

基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施。

☞ Point…

現行の精神障害者地域生活支援センターをイメージ。  
相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることが要件となる。

#### 地域活動支援センター 型

基礎的事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施。

☞ Point…

現行のデイサービスをイメージ。

#### 地域活動支援センター 型

地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業（小規模作業所）の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。

☞ Point…

現行の小規模作業所をイメージ。  
自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。

## 2 利用者数について

### 【利用者数等の考え方】

類型ごとの利用者数の考え方は次のとおり。

区 分	1日当たりの実利用人員
地域活動支援センター 型	概ね20名以上
地域活動支援センター 型	概ね15名以上
地域活動支援センター 型	概ね10名以上

☞ Point…

地域活動支援センターは10人以上の人員が利用できる規模とし、次の設備を設ける必要がある。  
創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所  
便所  
については、必要な設備及び備品等を備えること。  
このほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

他の社会福祉施設等の設備を利用できる場合は、設備の一部を設けないことができる。

## 3 利用者負担

1 割負担。

### 【利用者負担上限月額】

介護給付・訓練等給付と同様に、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定する。

### 【複数サービスの利用者に対する上限額管理】

介護給付・訓練等給付と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

複数サービス利用者について、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業にかかる定率負担の合計額は負担上限月額までであり、負担上限月額を超えた負担を求めるとはしない。

詳細については、資料『利用者負担の上限額管理について』を参照。

#### 4 人員配置について

地域活動支援センターには次の従業者を置く。

施設長 1人(と兼務可)

指導員 2人以上

##### 【配置基準】

地域活動支援センター事業の実施については、次のとおり職員を配置すること。

区 分	人員配置基準
基礎的事業	2名以上の職員を配置し、うち1名は専任者であること。
地域活動支援センター 型	基礎的事業による職員の他、1名以上を配置。 うち2名以上が常勤であること。
地域活動支援センター 型	基礎的事業による職員の他、1名以上を配置。 うち1名以上が常勤であること。
地域活動支援センター 型	基礎的事業による職員のうち1名以上が常勤。

#### 5 事業者の指定について

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

Point…

次の事業者の指定を行い、サービス提供体制の確保を図る。

- ・ 現行の制度でデイサービス、精神障害者地域生活支援センター、小規模作業所 を行っている事業者 等

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。

## 福祉ホーム事業

### 【障害者自立支援法第 77 条第 3 項】

現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業を行う。

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する。

☞これまでのサービス…

身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

家庭、住宅環境等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者について、低額な料金で居室その他の設備及び日常生活に必要な便宜を提供する。

## 2 対象者について

### 【対象者】

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者

☞ Point…

常時の介護、医療を必要とする状態にある者は、対象者とならない。

## 3 利用者負担

1 割負担。

### 【利用者負担上限月額】

介護給付・訓練等給付と同様に、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定する。

**【複数サービスの利用者に対する上限額管理】**

介護給付・訓練等給付と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

複数サービス利用者について、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業にかかる定率負担の合計額は負担上限月額までであり、負担上限月額を超えた負担を求めることはない。

詳細については、資料『利用者負担の上限額管理について』を参照。

**4 人員配置について**

福祉ホームには管理人を置くこと。

☞ Point…

管理人の業務としては、

- ・ 施設の管理
- ・ 利用者の日常生活に関する相談・助言
- ・ 福祉事務所等の関係機関との連絡・調整 等が挙げられる。

福祉ホームは5人以上の人員が利用できる規模とし、次の設備を設ける必要がある。

居室：個室で、1人当たりの床面積9.9㎡以上（収納設備除く） 経過措置あり

浴室

便所

管理人室

共用室

このほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

**5 事業者の指定について**

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

☞ Point…

次の事業者の指定を行い、サービス提供体制の確保を図る。

- ・ 現行の制度で福祉ホームを行っている事業者

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。

## 訪問入浴サービス事業

### 【障害者自立支援法第 77 条第 3 項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

これまでのサービス…

重度身体障害者訪問入浴サービス

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護

## 2 対象者について

### 【対象者】

訪問入浴サービス事業を利用しないと入浴が困難な在宅の身体障害者

Point…

- ・ 対象者は常時臥床の状態、医師が入浴可能と認めた者であること。
- ・ 対象者には、成人と同様の体格で居宅介護等の他のサービスを利用しての入浴が困難な身体障害児も含まれる。
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条及び第 32 条の規定による、要介護又は要支援の認定を受けている者（要介護等認定者）は利用対象外となる。

## 3 利用者負担

1 割負担。

### 【利用者負担上限月額】

介護給付・訓練等給付と同様に、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定する。

**【複数サービスの利用者に対する上限額管理】**

介護給付・訓練等給付と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

複数サービス利用者について、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業にかかる定率負担の合計額は負担上限月額までであり、負担上限月額を超えた負担を求めることはない。

詳細については、資料『利用者負担の上限額管理について』を参照。

**4 事業者の指定について**

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

Point…

次の事業者の指定を行い、サービス提供体制の確保を図る。  
・ 現行の制度で訪問入浴サービスを行っている事業者 等

事業者は介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 115 条の規定により、県知事の指定を受けていることが要件となる。

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。

**5 人員配置について****【サービス提供従事者】**

事業所ごとに訪問入浴サービスの提供に当たる従事者として、次のいずれかの者を置く。

看護師又は准看護師

介護職員

**6 留意事項**

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。



## 身体障害者自立支援事業

### 【障害者自立支援法第77条第3項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス等を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援する。

☞これまでのサービス…

身体障害者自立支援事業

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

福祉ホーム等に居住しており、入浴等に一部介助を要する身体障害者に、ケアグループによる介助サービスを提供する。

☞ Point…

#### 『ケアグループによる介助サービス』

ケアグループによる介助サービスは、障害者の障害の状況により次のサービスを必要に応じ提供する。

- ・ 身辺介助：食事、入浴、排泄、更衣・整容等の介助
- ・ 家事援助：掃除、洗濯、調理、買い物等の援助
- ・ 夜間における臨時的対応
- ・ 生活相談等

### 【事業形態について】

身体障害者自立支援事業は、身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等において実施する。

☞ Point…

実施する建物については、身体障害者に十分配慮された設備構造であること。また、重度の身体障害者が各々独立した生活を営み、1か所当たり5世帯以上での実施とする。

### 【事業の実施】

事業の実施に当たっては、次のとおり行う。

サービスを希望する個々の対象者のサービス内容について、あらかじめケアグループによる派遣プログラムを作成する。

介助サービスの実施は、利用者のニーズを十分把握する。

身体障害者の介助について専門的な知識を必要とすることから、身体障害者療護施設等介助の専門的機能を持つ施設（バックアップ施設）から、助言、指導、緊急時の援助等を受けられる体制を有する。

Point…

『夜間時の臨時的対応について』

夜間のケアは、緊急時等に対応できる連絡体制を整える必要がある。

緊急通報システム等（民間警備会社への委託も可）により行うことも考慮する。

『バックアップ施設について』

- ・ バックアップ施設は、ケアグループの派遣プログラムの作成について、助言・指導を行うとともに、夜間の臨時的対応について協力する。
- ・ バックアップ施設は、ケアグループの相談・指導に当たる職員をあらかじめ特定していることが望ましい。

## 2 対象者について

### 【対象者】

入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者。

Point…

常時医療を必要とする状態にある者は、対象者とならない。

## 3 利用者負担

1 割負担。

Point…

食費、家賃、光熱水費等の利用者個人にかかる経費は、利用者の負担となる。

### 【利用者負担上限月額】

介護給付・訓練等給付と同様に、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定する。

### 【複数サービスの利用者に対する上限額管理】

介護給付・訓練等給付と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

複数サービス利用者について、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業にかかる定率負担の合計額は負担上限月額までであり、負担上限月額を超えた負担を求めるとはしない。

詳細については、資料『利用者負担の上限額管理について』を参照。

#### 4 事業者の指定について

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

Point…

- 次の事業者の指定を行い、サービス提供体制の確保を図る。
- ・ 現行の居宅介護を行っている事業者 等

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。

#### 【事業者の要件】

利用者の介助に当たる事業者（ケアグループ）は、次の要件を備えていること。

- 心身ともに健全であること。
- 身体障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- 身体障害者の介助に関する知識を有すること。

Point…

- 上記の要件の他、事業者（ケアグループ）は、次の事項に努めること。
- ・ ケアグループが常駐できる場所（ケアステーション）を近隣に設けることが望ましい。
  - ・ ケアグループの派遣に当たって、対象者の介助の必要な時間帯を考慮し、そのニーズに対応できるよう配慮する。
  - ・ ケアグループは、身体障害者の介助等について、バックアップ施設の助言を受けるなど、サービスの向上に努める。

## 更生訓練費等給付事業

## 【障害者自立支援法第77条第3項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。

☞これまでのサービス…

更生訓練費給付事業

## 1 事業の内容について

## 【事業の具体的内容】

就労移行支援事業・自立訓練事業を利用する者及び身体障害者更生援護施設入所者に対し更生訓練費を支給する。

## 【更生訓練費の支給】

支給は、支給対象者の申請に基づき、毎月1回、原則としてすでに訓練を終わった前月分について、翌月に支給する。支給額については、「訓練のための経費」と「通所のための経費」を合算した額。

訓練のための経費（月額）

区 分	訓練に従事した日	
	15日以上	15日未満
指定視覚障害者更生施設 （あん摩、はり、きゅう科）	14,800 円	7,400 円
指定肢体不自由者更生施設 指定視覚障害者更生施設 （あん摩、はり、きゅう科を除く）	6,300 円	3,150 円
指定聴覚・言語障害者更生施設 指定内部障害者更生施設	3,150 円	1,600 円
指定特定身体障害者授産施設 指定特定身体障害者通所授産施設 平成15年3月末日をもって重度身体 障害者更生援護施設であったもの	2,100 円	1,050 円

通所のための経費（次の日額に訓練のために通所した日数を乗じて得た額と支給対象者の当該月の実支出額とを比較して少ない方の額）

区 分	日 額
授産施設	3,150 円
通所授産施設・通所事業	3,150 円
通所経費	280 円

## Point…

## 『更生訓練費の用途について』

更生訓練費は職能訓練等の訓練を受けるために必要な文房具、参考書等を購入するための費用となっているため、支給対象者に対してはこれらの物品の購入に努めるよう指導する必要がある。

## 2 対象者について

## 【対象者】

障害者自立支援法第 19 条第 1 項の規定による支給決定障害者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者

障害者自立支援法附則第 21 条第 1 項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定障害者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者

身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者

定率負担に係る利用者負担の生じない者、通所による利用者で非課税世帯に属する者、及び 20 歳未満の入所者で非課税世帯に属する者に限る。

## Point…

## 『更生訓練費の生活保護法上の取扱い』

生活保護を受けている身体障害者が、更生訓練費を支給された場合には、生活保護上は、更生訓練費に見合う額が技能習得費（生業扶助）として計上され、支給された更生訓練費は収入充当順位に関わらず技能習得費に充当するものとされる。また、当該更生訓練費の額が技能習得費の一般基準額を超えるときは特別基準の設定があったものとして取扱われるので、更生訓練費は受給者に確保される。

技能習得費の額を更生訓練費の額を超えて計上する必要がある場合（更生訓練費だけでは当該施設において技能習得するのに必要な費用を満たさない場合）、又は、当該施設の訓練科目の関係から教材を購入する等のため一時にまとまった費用を必要とすることにより、月単位に支給される更生訓練費では不相当となる場合については、の取扱いによらず、当該施設における訓練のために必要な費用については、生活保護法による技能習得費が一括計上される。この場合においては、その後月々支給される更生訓練費は収入認定されることになる。

## 3 利用者負担

なし

## 施設入所者就職支度金給付事業

### 【障害者自立支援法第 77 条第 3 項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

身体障害者更生援護施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る。

☞これまでのサービス…

施設入所者就職支度金給付事業

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

就職等により自立する者に対し就職支度金を支給する。

### 【就職支度金の支給】

支給は、支給対象者の申請に基づき、金品で支給する。

支給額については、36,000円。

☞ Point…

#### 『就職支度金の使途について』

就職支度金は、支給対象者が男子の場合は、背広Yシャツ・革靴・腕時計・ネクタイ等、女子の場合は、スーツ・ブラウス・化粧用具・革靴・腕時計・バンド・バッグ等就職又は自営について必要な生活用品の購入費とする。

#### 『支給方法について』

就職支度金品の支給は、支給対象者の希望により、現物又は現金で支給されるものであるが、支給対象者が身体障害者であることから、支給対象者又は当該施設の意見を聴取し、現物でもって支給することが望ましい。なお、生活保護を受けている身体障害者に現金で支給した場合には、収入認定される。

## 2 対象者について

### 【対象者】

障害者自立支援法附則第 21 条第 1 項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障害者で更生訓練を終了し、就職又は自営により施設を退所することとなった者。

身体障害者福祉法第 18 条第 2 項に基づき身体障害者更生施設等に入所（通所）又は入所（通所）の委託をされ更生訓練を終了し、就職又は自営により施設を退所することとなった者  
就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用し、就職又は自営する者。

Point…

対象者は、  
身体障害者更生援護施設等の入所（通所）者で訓練を終了した就職等する者、  
就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し就職等する者

となる。

## 3 利用者負担

なし

## 知的障害者職親委託事業

### 【障害者自立支援法第77条第3項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等に職親として知的障害者を一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高める。

これまでのサービス…

知的障害者職親委託事業

### 1 事業の内容について

#### 【事業の具体的内容】

知的障害者を一定期間、事業経営者等に預け、生活指導や技能習得訓練等の就職に必要な基礎指導を行うとともに、雇用の促進と職場への定着性を高める。

### 2 対象者について

#### 【対象者】

知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者。

### 3 利用者負担

なし

### 4 事業者の指定等について

職親の資格基準を満たす事業経営者等へ委託するものとする。

Point…

#### 『職親の資格基準』

職親は、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者でなければならない。

また、次のいずれかに該当する者は、職親になることができない。

職業の種類・性質、職務の環境、家庭等が知的障害者の保護その他福祉を図るうえに困難である者  
知的障害者の労働力を目的として職親を希望する者  
その他、姫路市が不適当と認める者



## 生活支援事業（生活訓練等事業）

### 【障害者自立支援法第 77 条第 3 項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。

☞これまでのサービス…

知的障害者生活支援事業

### 1 事業の内容について

#### 【事業の具体的内容】

就労している知的障害者の地域生活に関する相談に応じ、助言を与えるなどの支援を行う。

相談活動…生活に関する相談・職業生活に関する相談・職場や地域の援助者からの相談等  
日常生活支援…日常生活に必要な事項へのアドバイス・関係機関との連絡・生活に必要な福祉制度等の手続きや、書類作りへの支援  
連絡調整…本人の生活維持のために関係機関との連絡調整とサービス利用等の相談・調整

### 2 対象者について

#### 【対象者】

就労又は就労を希望する知的障害者

### 3 利用者負担

なし

### 4 事業者の指定について

現行の知的障害者生活支援事業を行っている事業者等へ委託するものとする。

☞ Point…

次の事業者へ委託し、サービス提供体制の確保を図る。  
・ 現行の制度で知的障害者生活支援事業を行っている事業者

## 日中一時支援事業

### 【障害者自立支援法第77条第3項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

☞これまでのサービス…

障害児（者）短期入所の日中受け入れの一部、児童デイサービスの一部、障害児タイムケア事業

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

#### 日中短期入所事業

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な障害者等について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供する。ただし、宿泊を伴わない一時預りに限る。

☞ Point…

現行の短期入所のうち宿泊を伴わない利用をイメージ。

#### タイムケア事業

養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と家族の一時的休息を目的として、空き教室等で障害児を預かるサービスを提供する。

☞ Point…

現行の障害児タイムケア事業及び児童デイサービスのうち放課後対策、レスパイトに主眼を置く利用をイメージ。

## 2 対象者について

### 【対象者】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障害者等

#### 日中短期入所事業

現行の短期入所利用者のうち宿泊を伴わない利用者

#### タイムケア事業

養護学校等に在籍している在宅の障害児

Point…

タイムケア事業の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校及び高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中等部及び高等部に在籍する在宅の者である。  
利用対象者は18歳までの在学児童となる。

## 3 利用者負担

1 割負担。

### 【利用者負担上限月額】

介護給付・訓練等給付と同様に、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定する。

### 【複数サービスの利用者に対する上限額管理】

介護給付・訓練等給付と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

複数サービス利用者について、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業にかかる定率負担の合計額は負担上限月額までであり、負担上限月額を超えた負担を求めるとはしない。

詳細については、資料『利用者負担の上限額管理について』を参照。

## 4 事業者の指定について

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

Point…

- 次の事業者の指定を行い、サービス提供体制の確保を図る。
- ・ 現行の制度で短期入所（日中預かり）を行っている事業者
  - ・ 現行の制度で障害児タイムケア・児童デイサービスを行っている事業者

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。

## 社会参加促進事業

### 【障害者自立支援法第77条第3項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

障害者の社会参加を促進するため、スポーツ・芸術文化活動等を実施する。

#### これまでのサービス…

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得・改造助成事業

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

#### スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する。

#### 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

#### 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音声訳その他障害者にわかりやすい方法により、市の広報誌、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者が地域生活をすううえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。

#### Point…

点字が理解できない視覚障害者等に対しては、録音物等による情報提供を行う。

#### 奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

**自動車運転免許取得・改造助成事業**

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

**【助成額】**

運転免許取得助成：免許の取得に直接要した費用の2 / 3以内。(10万円を限度)

改造助成：自動車の改造に直接要した費用。(10万円を限度)

2 対象者について

**【対象者】**

自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許取得助成事業

身体障害者手帳を所持し、自ら自動車を運転する場合で次のすべての条件を満たす者

- ・新規に免許を取得する者
- ・自動車をを使用することにより、就職、生活向上に実効があり、かつ交通機関の利用が非常に困難である者
- ・過去に運転免許取得助成を受けていない者

改造助成事業

身体障害者手帳を所持し、就労等のために自動車を改造する必要がある者

3 利用者負担

なし

## 経過的デイサービス事業

### 【障害者自立支援法第 77 条第 3 項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

平成 18 年 10 月から障害者デイサービスが廃止されることに伴い、平成 18 年 9 月末日において障害者デイサービスを実施している事業所であって 10 月 1 日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な事業所について、利用者が継続してサービスを受けられるようにする。

これまでのサービス…

障害者デイサービス

### 1 事業の内容について

#### 【事業の具体的内容】

平成 18 年 10 月 1 日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、移行するまでの間、利用者に対して継続してデイサービスを提供する。

### 2 対象者について

#### 【対象者】

現行の障害者デイサービス利用者

### 3 利用者負担

1 割負担。

#### 【利用者負担上限月額】

介護給付・訓練等給付と同様に、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定する。

【複数サービスの利用者に対する上限額管理】

介護給付・訓練等給付と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

複数サービス利用者について、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業にかかる定率負担の合計額は負担上限月額までであり、負担上限月額を超えた負担を求めることはない。

詳細については、資料『利用者負担の上限額管理について』を参照。

4 事業者の指定について

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

Point…

平成 18 年 10 月 1 日に地域活動支援センター等へ移行することが困難な現行のデイサービス事業所が対象となる。

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。

5 留意事項

経過的デイサービス事業については、平成 18 年度限りの経過措置であることから、平成 19 年度以降については、地域活動支援センター等に移行することとなる。

Point…

経過的デイサービス事業はあくまで経過措置であるため、当該事業者は平成 19 年 3 月 31 日までに地域活動支援センター等へ移行する必要がある。

## 経過的精神障害者地域生活支援センター事業

### 【障害者自立支援法第 77 条第 3 項】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活支援センターが、平成 18 年 10 月に地域活動支援センターへ移行するにあたって、要件を満たすことが困難な場合にあっても、その機能の有効な活用を図る観点から、引き続き事業を実施し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

これまでのサービス…

精神障害者地域生活支援センター

Point…

要件を満たすことが困難な場合の「要件」とは、地域活動支援センター 型の要件である「1 日当たりの実利用人員が概ね 20 名以上」。

## 1 事業の内容について

### 【事業の具体的内容】

「地域活動支援センター機能強化事業の地域活動支援センター 型」に定める内容に相当する事業

Point…

『地域活動支援センター 型の事業内容』  
 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施。  
 相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていること。

## 2 対象者について

### 【対象者】

現行の精神障害者地域生活支援センター利用者



### 3 利用者負担

#### 1 割負担。

#### 【利用者負担上限月額】

介護給付・訓練等給付と同様に、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて、利用者ごとに利用者負担上限月額を設定する。

#### 【複数サービスの利用者に対する上限額管理】

介護給付・訓練等給付と地域生活支援事業を併給する者、地域生活支援事業の複数サービスを利用する者については、過重負担にならないように利用者負担額の総合的な上限管理を行うことで利用者負担の軽減を図る。

複数サービス利用者について、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業にかかる定率負担の合計額は負担上限月額までであり、負担上限月額を超えた負担を求めない。

詳細については、資料『利用者負担の上限額管理について』を参照。

### 4 事業者の指定等について

事業者は姫路市の指定を受けるものとする。

#### Point…

平成 18 年 10 月 1 日に地域活動支援センター等へ移行することが困難な現行の精神障害者地域生活支援センターが対象となる。

詳細については、資料『地域生活支援事業者指定申請の手引き』を参照。

### 5 留意事項

経過的精神障害者地域生活支援センター事業については、平成 18 年度限りの経過措置であることから、平成 19 年度以降については、地域活動支援センターに移行することとなる。

#### Point…

経過的精神障害者地域生活支援センター事業はあくまで経過措置であるため、当該事業者は平成 19 年 3 月 31 日までに地域活動支援センターへ移行する必要がある。

## 障害福祉サービス事業等開始届

### 【障害者自立支援法第79条第2項】

国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て事業を行うことができる。

国又は都道府県以外の事業主体が障害福祉サービス事業を開始するに当たっては、指定申請とは別に「障害福祉サービス事業等開始届」の届出を行う必要がある。

#### Point…

障害福祉サービス事業等開始届とは、社会福祉法に規定される第1種事業及び第2種事業（障害者自立支援法における障害福祉サービス（介護給付及び訓練等給付、地域生活支援事業の一部）が含まれる。）における事業を実施する場合に、提出が義務付けられているものである。事業者の指定申請とは全く別物であり、事業者は、改めて必ず届け出なければならない。

### 1 届出の対象となる事業について

障害福祉サービス事業

相談支援事業

移動支援事業

地域活動支援センター事業

福祉ホーム事業



地域生活支援事業

### 2 届出について

#### 【届出様式】

（次ページ～参照）

区分	届出書の種類	届出根拠
事業開始時	障害福祉サービス事業等開始届	法第79条第2項
変更の日から1月以内	障害福祉サービス事業等変更届	法第79条第3項
廃止（休止）しようとする時	障害福祉サービス事業等廃止（休止）届	法第79条第4項

### 3 届出の提出先

障害福祉サービス事業等開始届の提出先は、姫路市保健福祉政策課へ行う。

#### Point…

障害福祉サービス事業等開始届の提出先は、大都市特例が設けられるため、事業所の所在する都道府県、指定都市、中核市となる。

様式第〇号(第△条関係)

障害福祉サービス事業等開始届

年 月 日

(あて先) 姫路市長

所在地  
届出者 名称 印

障害者自立支援法による障害福祉サービス事業等を下記のとおり開始したいので、同法第79条第2項の規定により届け出ます。

記

事業の種類及び内容	
経営者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)	
条例、定款その他の基本約款	
主な職員の氏名及び経歴	
事業を行おうとする区域(市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)	
短期入所を行おうとする者に合つては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員	
事業開始の予定年月日	

様式第〇号(第△条関係)

障害福祉サービス事業等変更届

年 月 日

(あて先) 姫路市長

所在地  
届出者 名称 印

障害者自立支援法による障害福祉サービス事業等について、を下記のとおり変更しましたので同法第79条第3項の規定により届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後

様式第〇号(第△条関係)

障害福祉サービス事業等廃止(休止)届

年 月 日

(あて先) 姫路市長

所在地  
届出者 名称 印

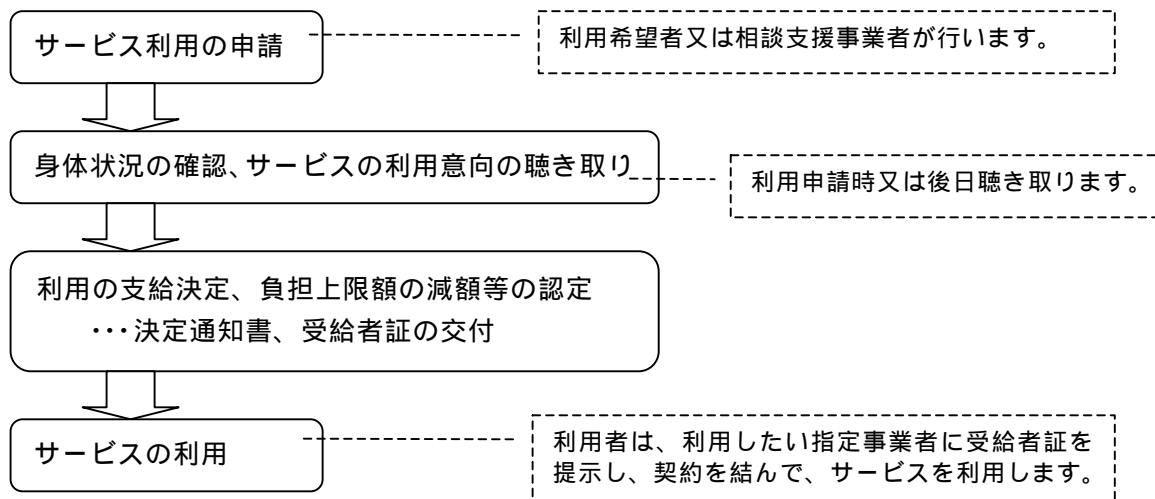
障害者自立支援法による障害福祉サービス事業等を下記のとおり廃止(休止)するので、同法第79条第4項の規定により届け出ます。

記

廃止又は休止の年月日	
廃止又は休止の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止の場合の休止予定期間	

## 申請から決定まで

### 1 申請から決定までのながれ



#### Point 介護給付・訓練等給付との違い

原則としては、障害程度区分の認定は行わない。  
身体状況の確認内容は、事業の種類によって異なり、利用決定に必要な数項目を聴き取る。

## 申請について

### 1 申請手続きについて

平成 18 年 10 月 1 日から地域生活支援事業がスタートすることにより、現在利用しているサービスが地域生活支援事業に位置付けられている場合は、新たに申請を行い、地域生活支援事業の利用決定を受け、地域生活支援事業受給者証の交付を受ける必要がある。

#### (1) 現在利用しているサービスを 10 月 1 日以降引き続き利用する場合

地域生活支援事業に位置付けられているサービスを現在利用している者には、平成 18 年 8 月 1 4 日に申請書用紙を送付している。

申請により、新しい支給決定方法で、支給開始期間が平成 18 年 10 月 1 日からの支給決定を行う。

#### (2) 10 月 1 日以降、新たにサービス利用を希望する場合

障害福祉課窓口で申請書を配布する。申請により、新しい支給決定方法で、決定を行う。

### 2 申請に必要な書類

地域生活支援事業利用申請書兼負担上限月額減額・免除等申請書

申請する事業によって利用申請確認書等の添付が必要です。

収入等申告書

世帯の状況によって通帳の写し等の添付が必要です。

#### Point 介護給付・訓練等給付と関係

介護給付・訓練等給付の支給決定を受け、すでに利用者負担上限月額の認定を受けている場合は、あらためて収入等申告書を提出する必要はない。

3 申請書 (様式)

受付印

**地域生活支援事業 利用申請書 兼 負担上限月額減額・免除等申請書**

(あて先) 姫路市長  
次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

申請者欄 (障害者本人 (児童の場合の申請者は当該申請に係る児童の保護者))

申 請 者	フリガナ 氏 名	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	居住地	〒 電話番号	
利用申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日
		続 柄	
身体障害者 手帳番号	療育手帳 番 号	精神障害者保健 福祉手帳番号	
障害基礎年金1級の受給の有無		有・無	

申請者と住民票を同じくする世帯員 (申請者は除く。)

氏 名	住民情報 同意欄	税情報 同意欄	氏 名	住民情報 同意欄	税情報 同意欄
	印	印		印	印
	印	印		印	印
	印	印		印	印

本申請に係る決定に当たり、市が、世帯の構成について住民票等公簿により調査することに同意される場合は住民情報同意欄に、世帯員に関する課税状況を税務資料等公簿により調査することに同意される場合は税情報同意欄に、それぞれ署名 (不可能な場合は捺印) をしてください。  
住民票等公簿による調査について、世帯全員の同意が得られない場合、世帯全員が記載された住民票 (住民票謄本) を添付してください。  
税務資料等公簿による調査について、世帯員全員の同意が得られない場合、同意を得られなかった世帯員それぞれの課税証明書を添付してください。

**世帯範囲の特例**

氏 名	住民情報 同意欄	税情報 同意欄	氏 名	住民情報 同意欄	税情報 同意欄
	印	印		印	印

世帯範囲の特例とは、税法上、同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等が障害者を扶養控除の対象にしていないこと、健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等の被扶養者となっていないこと、のいずれにもあてはまる場合に、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみを世帯の範囲とみなすことです。  
健康保険証の写しを添付してください。

- (1) 本申請に係る決定に当たり、姫路市が私の住民情報を住民票等公簿により調査すること
- (2) 本申請に係る決定に当たり、姫路市が私の課税状況を税務資料等公簿により調査すること
- (3) 本申請に係る決定に当たり、姫路市が私の特別障害者手当等の給付状況を公簿により調査すること
- (4) 本申請に係る決定に当たり、私が申告した収入等に誤りがある場合、遡って再認定を受けること

以上について同意します。

本人 (申請者) 同意欄 (署名 (不可能な場合は捺印))

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)
氏 名		申請者との関係
住 所	〒 電話番号	

サービス利用の状況

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害程度区分の認定	有・無	区分	1	2	3	4	5	6	有効期間	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで
	利用中のサービスの種類と内容等														
サービス利用の状況	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援( )・要介護					1	2	3	4	5	
	利用中のサービスの種類と内容等														

申請するサービスの種類(希望するサービスの欄にチェックを入れてください。)

申請するサービス	サービスの種類	添付資料の有無	申請にかかる具体的内容
	申請時に添付資料が必要な事業があります。		
	1 手話通訳者派遣		
	2 要約筆記者派遣		
	3 移動支援		
	4 地域活動支援センター		
	5 福祉ホーム		
	6 訪問入浴サービス		
	7 身体障害者自立支援		
	8 更生訓練費給付		
	9 施設入所者就職支度金給付		
	10 知的障害者職親委託制度		
	11 生活訓練等事業		
	12 日中一時支援(日中短期入所)		
	13 日中一時支援(タイムケア)		
	14 経過的デイサービス		
	15 経過的精神障害者地域生活支援センター		
	16 日常生活用具給付等	確認書有	
	17 自動車運転免許取得	確認書有	
	18 自動車改造助成	確認書有	

負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。(あてはまる番号に をつけてください。)

1. 生活保護受給世帯
2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
4. 市町村民税課税世帯

《 障害福祉課記入欄(下記は記入しないでください) 》

受給者番号	.....	処理欄	受付				
負担限度額決定	1 . 2 . 3 . 4						

## 受給者証について

### 1 受給者証の交付

申請により支給決定を行い、地域生活支援事業受給者証（銀ねず色）を交付する。

受給者証の保管方法については、サービス利用時に提示しやすいよう、カードカバーに綴じる。障害福祉サービス受給者証（レモン色）を交付されているときは、同じカードカバーに綴じる。

#### Point 受給者証番号

受給者証番号は、介護給付・訓練等給付についての障害福祉サービス受給者証番号と同じ番号とする。支給決定障害者等につき、一つの番号を用いる。

#### Point 受給者証

受給者証は、地域生活支援事業の支給決定障害者等につき、一つの受給者証を交付する。事業種類ごとに発行しない。

同一保護者が複数の障害児に係る支給決定を受ける場合には、各々の障害児に係る受給者証を交付する。受給者証番号もそれぞれ異なる番号を用いる。

介護給付・訓練等給付についての障害福祉サービス受給者証とは別に交付する。

### 2 受給者証記載内容

受給者証に記載される内容については、以下のとおりである。

サービス種別：コミュニケーション支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、身体障害者自立支援事業、更生訓練費給付事業、生活訓練等事業、日中一時支援事業、経過的デイサービス事業、経過的精神障害者地域生活支援センター事業

支給量：姫路市の支給決定基準により決定した支給量

支給決定期間：事業ごとに指定する支給期間

経過的デイサービス事業、経過的精神障害者地域生活支援センター事業については、平成19年3月31日までとする。

利用者負担額：定率負担（1割負担）、負担上限月額

#### Point 受給者証に記載されない事業

相談支援事業、日常生活用具給付等事業、知的障害者職親委託事業、社会参加促進事業、自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造助成事業



3 受給者証(例)

(一)		(二)		(三)	
地域生活支援事業受給者証		利用者負担に関する事項		サービス種別	
受給者証番号	1234567890	利用者負担割合(原則)	1割	利用者負担上限月額	24,600円
住所	姫路市安田四丁目1	適用期間	平成18年10月1日～平成 年 月 日		
フリガナ	ヒメジ タロウ	利用者負担額と管理事業者名			
氏名	姫路 太郎	特記事項欄			
生年月日	昭和40年6月16日	性別			
性別	男	地域生活支援事業の支給決定内容			
障害種別	身体障害	サービス種別	移動支援事業		
交付年月日	平成18年10月1日	支給量等	39時間		
支給者印	姫路市印	支給決定期間	平成18年10月1日～平成19年9月30日		
支給者印	姫路市印	予備欄			
サービス種別	日中加齢入所事業	支給量等	7回/月		
支給決定期間	平成18年10月1日～平成19年9月30日				
サービス種別	経済的サービス事業	支給量等	7日/月		
支給決定期間	平成18年10月1日～平成19年9月30日				
サービス種別		支給量等			
支給決定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
サービス種別		支給量等			
支給決定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
サービス種別		支給量等			
支給決定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
予備欄					

Point 記載内容

(一)から(三)面については、市が記載し交付する。手書きで記載した場合は、『姫路市印』を押印する。

(四)		(五)		(六)	
経済的サービス事業者記入欄		福祉ホーム事業者記入欄		地域生活支援事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称		事業者及びその事業所の名称	入居日	事業者	確認印
契約期間	平成 年 月 日	1	入居日	1	
サービス内容			退居日		
契約支給量(1月)	日 回		平成 年 月 日		
事業者確認印			平成 年 月 日		
当施設が設置によるサービス提供終了日	平成 年 月 日		入居日	2	
サービス提供終了日			平成 年 月 日		
サービス提供終了日のサービス提供終了日の理由	日 回		退居日		
サービス提供終了日の理由			平成 年 月 日		
事業者確認印			入居日	3	
			平成 年 月 日		
			退居日		
			平成 年 月 日		
			入居日	4	
			平成 年 月 日		
			退居日		
			平成 年 月 日		

Point 記載内容

(四)面以降の記載欄は、サービス提供の契約時、または、解約時に事業者が記載する。